

第1章 基本的事項

第1節 基本計画策定の背景

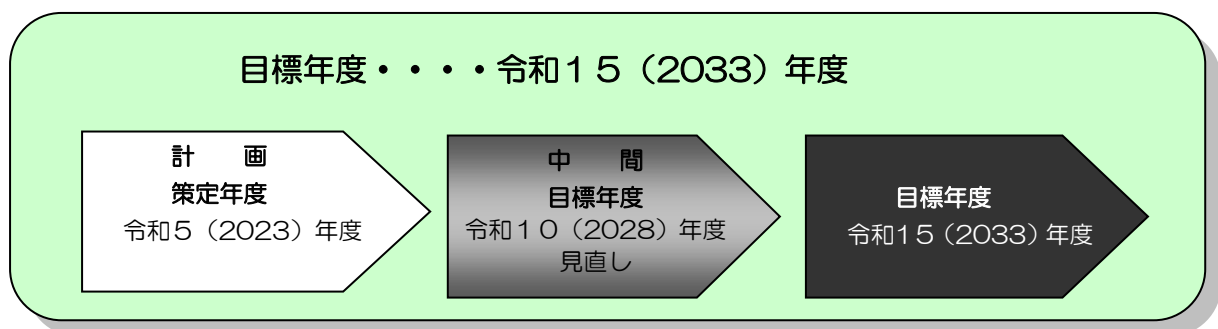
一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45（1970）年12月25日法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定を義務付けられているものですが、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28（2016）年9月環境省）において、目標年次を10年から15年先においておおむね5年ごとに計画を改訂するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には計画の見直しを行うことが適切であるとされています。

本市において平成24（2012）年3月に「野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）～30パーセントごみを減らそう！のプラン～」（前計画）を策定し、平成22（2010）年度の基準年度に対して、最終目標年度の令和5（2023）年度に国基準より厳しい目標を設定し、減量目標値は家庭系と事業系について個々に定めていますが、家庭系及び事業系ともに、目標年度に減量目標値を達成することが難しい見込みとなっています。

こうした状況を踏まえ、新たな減量目標を設定し、本計画の改訂を行い、新たな「野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を策定するものです。

第2節 計画の期間

計画期間は、令和6（2024）年度を初年度とし、10年後の令和15（2023）年度を目標年度とします。なお、社会変動などを踏まえておおむね5年ごとに改訂することとされていることから、中間年度（令和10（2028）年度）において見直しを行います。



第3節 本計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法に基づき策定されるものであり、その上位法である「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」を始め、各種リサイクル法などと整合を図り、本市における一般廃棄物処理の方向性を示すものです。

また、本計画は、野田市総合計画及び野田市環境基本計画の下位計画として、本市における今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有します。循環型社会形成に向けた法体系及び本市における一般廃棄物処理基本計画の位置付けを図1-3-1に、本計画に關係する法令の概要を表1-3-1に示します。

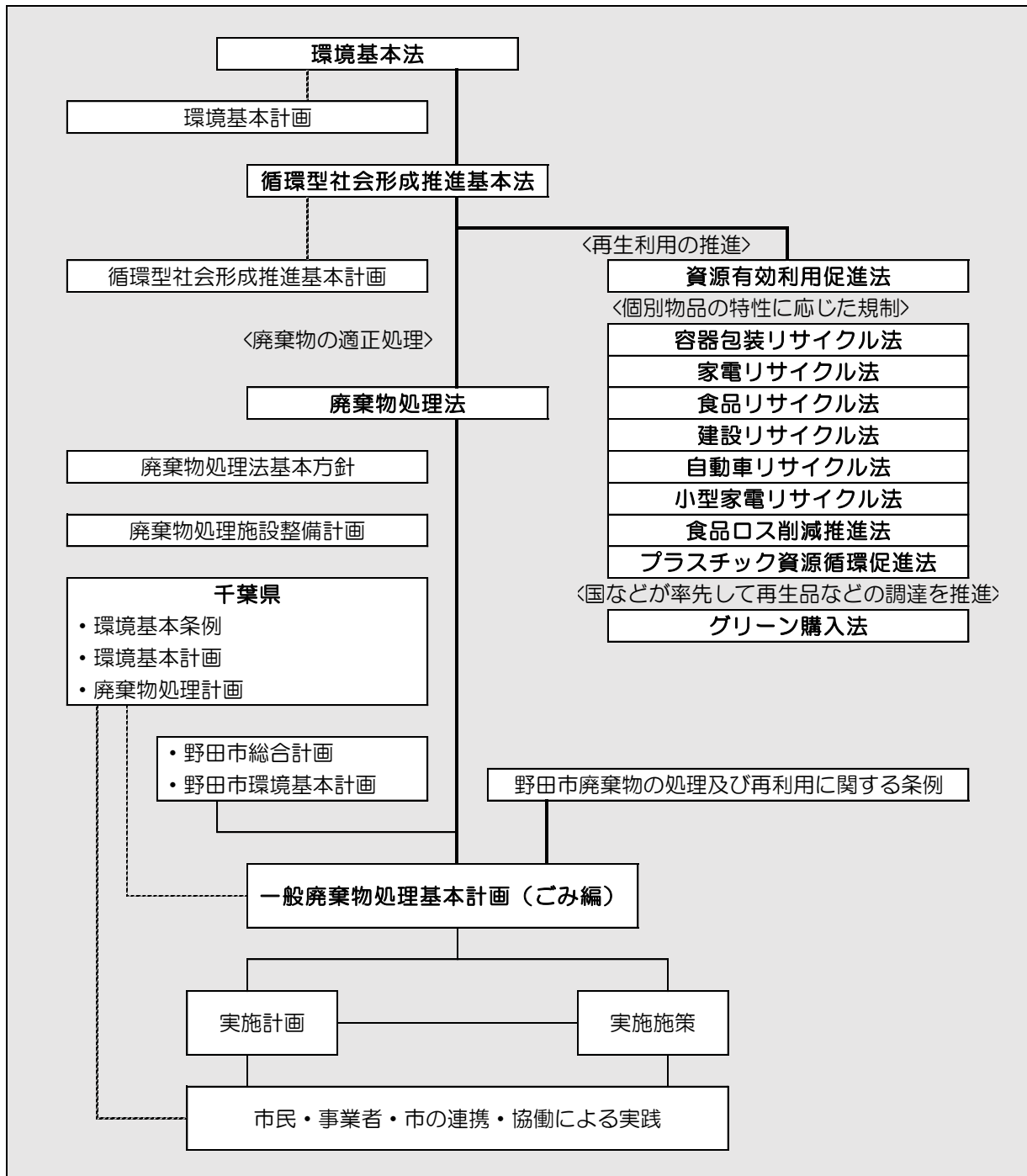


図 1-3-1 本計画と他の法令・計画との関係

表1-3-1 本計画に係る法令の概要

法令名称	制定年度	概要
環境基本法	平成5年度 (1993)	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	平成12年度 (2000)	循環型社会の形成についての基本原則や国の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	昭和45年度 (1970)	廃棄物の排出抑制や適正な処理(分別、保管、収集、運搬、処分、再生など)を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源有効利用促進法 (資源の有効な利用の促進に関する法律)	平成3年度 (1991)	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者などの取組を中心に廃棄物の発生抑制、部品などの再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)	平成7年度 (1995)	家庭などから排出されるごみの大半(容積比約60%)を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)	平成10年度 (1998)	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なりサイクルと廃棄物の減量化を図る。対象となる家電製品はテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機。
食品リサイクル法 (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)	平成12年度 (2000)	売れ残りや食べ残り又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化などにより最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料などの原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用などの促進を図る。
建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	平成12年度 (2000)	建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に関する法律)	平成14年度 (2002)	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化などを適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクルなどを図る。
小型家電リサイクル法 (使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)	平成24年度 (2012)	使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。
食品ロス削減推進法 (食品ロスの削減の推進に関する法律)	令和元年度 (2019)	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を図る。
プラスチック資源循環法 (プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律)	令和3年度 (2021)	プラスチック使用製品廃棄物の、市区町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講じることにより、プラスチックに係る資源循環の促進を図る。
グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)	平成12年度 (2000)	国などが率先して、再生品などの環境物品など、調達を推進し、情報提供その他の環境物品などへの需要の転換の促進を図る。

第4節 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の点検、見直し及び評価

一般廃棄物処理基本計画は、資源循環に係る様々な施策を多岐にわたって展開するための基礎となる計画です。基本計画で定めた目標を達成するため、計画の各段階において進捗状況を点検・評価し、次の施策展開に反映させていく必要があります。

また、環境を取り巻く社会情勢は日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要です。

そのため、計画の進捗状況を施策ごとに毎年点検するものとします。

点検は、目標達成に向けた取組状況や目標の達成度について評価し、問題点について整理します。これにより、次年度に向けた事業の課題を明確に把握し、必要に応じて基本計画及び実施計画の見直しを行います。（図 1-4-1 参照）

また、市民や事業者の取組や活動を把握するとともに、寄せられた情報や意見についても検討していきます。

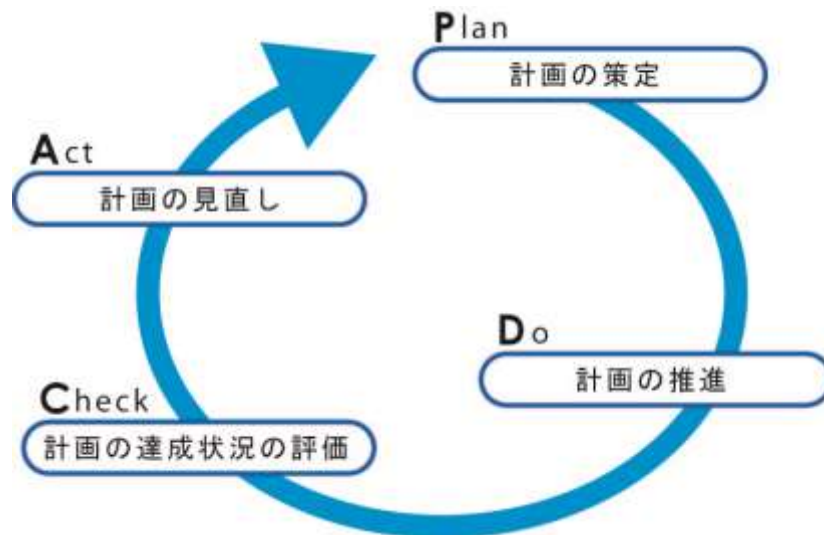


図 1-4-1 本計画におけるPDCA サイクル（イメージ図）

年度ごとの点検内容	
個別施策	計画全体
<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組（市民・事業者・行政） ・進捗状況の点検 ・進捗状況の評価 ・次年度の目標と課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施策間の調整 ・重点施策などの検討 ・関連事業及び計画との連携 ・国、県及び近隣市町との連携